

令和4年度 青少年を取り巻く問題と保護者の意識に関する ウェブ調査集計結果

1 調査の概要

調査対象 ウェブ調査事業者登録モニター（県内在住で18歳未満の子を有する保護者2,000名）
調査期間 令和5年3月3日（金）～3月5日（日）

2 設問ごとの結果

数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、単一選択の設問であっても、割合の合計が100%にならない場合があります。

○神奈川県青少年保護育成条例について

【携帯電話端末等】

（青少年の携帯電話端末等の使用状況）

Q1 あなたのお子さま（複数の場合は18歳未満のうち最年長のお子さま、以降の質問でも同じ）はインターネットを閲覧できる機器（携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等、以降の質問でも同じ）を使用していますか。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 使用している（所有者や契約者が本人でない場合も含みます）	66.4	68.7	61.5
② 使用していない	30.8	28.6	35.2
③ わからない	2.9	2.8	3.4

（Q1で「Q1① 使用している」と回答した人のみ）

（使用している携帯電話端末等の種類）

SQ1 現在、お子さまが使用している携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等の種類はどのようなものですか。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 機能限定・子ども向け仕様の携帯電話やスマートフォン（メールやインターネットの利用が制限されるなど、子どもによる使用を想定したもの）	11.0	10.1	12.4
② 一般的な携帯電話（フィルタリング等で機能を制限している端末を含みます）	6.3	5.3	5.4
③ 一般的なスマートフォン（フィルタリング等で機能を制限している端末を含みます）	71.4	72.5	72.7
④ タブレット型端末（フィルタリング等で機能を制限している端末を含みます）	30.4	29.5	28.4
⑤ その他	2.1	4.2	5.6

※ 「フィルタリング」とは、青少年に違法・有害と思われるサイト（出会い系、アダルト、違法薬物サイトなど）への接続を制限する機能のことです。

(Q1で「① 使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等を使い始めた時期)

S Q 2 お子さまが携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等を使用し始めた時期はいつですか。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 小学校入学前	14.4	15.7	14.6
② 小学校1年生～3年生	14.2	14.7	12.5
③ 小学校4年生～6年生	30.7	27.9	28.6
④ 中学生	30.4	33.0	34.4
⑤ 高校生	8.1	6.0	8.0
⑥ 覚えていない	2.1	2.7	1.8

(Q1で「① 使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等の使用目的)

S Q 3 お子さまが携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を使用している理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 家族との連絡で必要なため	68.9	67.8	73.3
② 友達との連絡で必要なため	46.3	40.3	46.7
③ 学校や習い事、塾等で必要なため	30.7	31.2	33.8
④ 学習アプリや調べ事で必要なため	28.8	28.1	31.7
⑤ 動画の視聴やゲームで使用するため	43.1	40.5	43.0
⑥ 子どもの居場所を知るなど、見守りで必要なため	16.5	15.3	15.4
⑦ その他（具体的な内容を30字以内で記入）	0.5	1.2	0.7
⑧ 特になし	3.5	3.9	3.2

(Q1で「① 使用している」と回答した人のみ)

(スマートフォン所持により青少年が受けた影響の内容)

S Q 4 携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を使用させたことにより、お子さまに変化がありましたか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.2	R3.2
① 親子間の会話が増えた	9.3	9.3	8.5
② 親子間の会話が減った	13.3	11.5	13.0
③ スマートフォンを活用し成績が上がった	3.0	2.5	4.2
④ スマートフォンばかり手にするようになり、成績が下がった	15.1	13.3	15.9
⑤ 友達と過ごす時間が増えた	7.9	7.9	6.3
⑥ 友達と過ごす時間が減った	2.6	2.7	3.6
⑦ 外で過ごす時間が増えた	2.8	3.1	2.4
⑧ 外で過ごす時間減った	9.3	10.2	10.2
⑨ 規則正しい生活を送るようになった	1.1	1.0	1.5
⑩ 生活が不規則になった	19.2	19.1	20.7
⑪ 視力低下等の不調を訴えるようになった	15.0	12.7	15.0
⑫ その他（具体的な内容を30字以内で記入）	1.1	1.6	1.1
⑬ 特になし	45.1	47.0	44.6

(Q1で「① 使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等所持により青少年が受けた影響の内容)

SQ5 携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を使用させたことにより、お子さまにトラブルがありましたか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① メールやSNS※が原因で友達等とトラブルになった	4.5	5.0	6.3
② 個人情報を悪用された(した)	0.8	0.9	0.8
③ SNSや掲示板等に個人の誹謗中傷などの書き込みをされた(した)	2.0	1.7	2.0
④ 下着姿や裸の写真を要求された(した)	0.6	0.8	0.7
⑤ 身に覚えのない料金請求やチェーンメールなどが届いた	3.2	2.2	2.8
⑥ 課金や有料ゲームの利用等により、多額の請求が届いた	1.6	2.0	1.2
⑦ ネット上で知り合った人と会う約束をした(実際に会った)	1.1	1.0	0.9
⑧ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	0.2	0.4	0.5
⑨ トラブルにあったことはない	71.4	72.0	70.2
⑩ トラブルにあったかどうかわからない	18.0	18.1	18.1

※ SNS (Social Networking Service) とは、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービスのことです。例としてツイッターやLINEなどが挙げられます。

(Q1で「① 使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等の1日の使用時間)

SQ6 お子さまは携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を1日にどのくらい使用していますか。

<使用内容：電子メールの送受信、掲示板・ブログ・SNSのメッセージのやりとり、サイトや動画の視聴、ゲーム>

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 1時間未満	17.6	18.4	19.7
② 1時間以上～2時間未満	24.0	24.9	24.0
③ 2時間以上～3時間未満	20.7	20.4	21.9
④ 3時間以上～4時間未満	10.1	9.4	11.4
⑤ 4時間以上～5時間未満	5.8	3.9	4.0
⑥ 5時間以上	7.4	7.6	6.7
⑦ 携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等ではこれらのサービスを利用させていない	1.4	2.3	2.1
⑧ わからない	13.0	13.1	10.3

(Q1で「① 使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等の使用のルール設定の有無)

S Q 7 あなたはお子さまとインターネットの利用について家庭でルールを設けていますか(保護者が管理する等を含む)。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 設けている	58.6	58.8	58.4
② 設けていない	41.4	41.2	41.6

(S Q 7で「① 設けている」と回答した人のみ)

(家庭内で設けているルールの内容)

S Q 8 家庭ではどのようなルールを設けていますか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 利用する時間帯を決める	62.7	58.0	61.4
② 利用する場所を決める(保護者の監視下での使用等)	27.4	28.7	32.0
③ 利用する際のマナーを決める(誹謗中傷をする書き込みをしない等)	34.6	33.8	32.9
④ メールやメッセージを送る相手を決める	10.5	9.4	9.9
⑤ 1日の利用時間を決める	35.0	34.4	37.0
⑥ 課金の禁止や、1か月ごとの利用料の上限金額を決める	31.5	29.2	35.2
⑦ 困ったときはすぐ保護者に相談する	34.4	34.7	33.6
⑧ 利用できるサイトやアプリを決める(子ども向け仕様の携帯電話やスマートフォン・フィルタリング等、端末での設定により制限していても、お子さまとのルールを設けていない場合は該当しません)	26.3	25.1	29.9
⑨ ルールを守れなかった場合の対応を決める(一時利用禁止等)	26.9	27.2	26.9
⑩ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	0.5	0.6	2.1

(S Q 7で「② 設けていない」と回答した人のみ)

(家庭内でルールを設けていない理由)

S Q 9 ルールを設けていない理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 子どもが自分で管理できるため	49.2	52.2	54.7
② フィルタリングの機能が充実しているため	8.0	6.7	9.8
③ ルールを作っても守らないため	23.7	23.0	25.0
④ トラブルになることはないため	10.4	8.3	9.2
⑤ ルールをどのように作ればよいかわからないため	8.2	6.7	8.0
⑥ 家庭でルールを作ると保護者も守らないといけないため	4.4	3.7	3.7
⑦ 子どもがルールを理解できないため	11.3	8.8	8.4
⑧ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	2.7	4.1	3.7

(Q1で「① 使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話・スマートフォン販売店等でのフィルタリング設定の説明)

S Q10 あなたはお子さまが使用する携帯電話・スマートフォン・タブレット型端末等※を契約する際に、販売店等からフィルタリングについて、書面の説明※を受けましたか。

選択肢	R5.3	R4.3
① 説明を受けた	47.4	47.8
② 説明を受けていない	26.3	28.0
③ 覚えていない・わからない	26.3	24.3

※ 青少年が使用する端末の新規契約、機種変更をする場合、販売店等にはフィルタリングの必要性やインターネット利用の制限・監督機能についての説明義務があります。(ただし、Wi-Fiモデルを除きます。)

(Q1で「① 使用している」と回答した人のみ)

(青少年の携帯電話端末等利用へのフィルタリング設定の有無)

S Q11 あなたはお子さまが携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等を使用する際に、フィルタリングを設定していますか。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 設定している(子ども向け仕様の携帯電話等を含む※)	45.6	43.8	46.3
② 設定していない	39.5	42.5	45.4
③ 覚えていない・わからない	14.9	13.6	8.3

(S Q10で「② 設定していない」と答えた人のみ)

(フィルタリング設定をしていない理由)

S Q12 フィルタリングを設定していない(あるいは解除した)理由は何ですか。

当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 必要な機能やアプリが制限される等子どもの日常生活に支障をきたすため	19.5	19.5	19.3
ー フィルタリングを利用しなくても、子どもの適切なインターネット利用を管理できる、または適切に管理させたいと考えたため	—	—	44.5
② フィルタリングを利用しなくても、子どもの適切なインターネット利用を管理できるため	27.9	28.3	—
③ 子ども自身に適切に管理させたいため	26.9	24.7	—
④ 子どもから設定しないでほしい、または解除してほしいと頼まれたため	7.3	4.5	7.3
⑤ 細かな設定が難しいと思ったため	8.0	9.6	10.2
⑥ フィルタリング自体を知らなかったため	2.1	3.9	2.7
⑦ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	4.2	3.8	3.9
⑧ 特に理由はない	25.6	25.9	25.8

(インターネットの適切な利用を促すために有効だと思う取組み)

Q2 青少年のインターネットの適切な利用を促すために自治体に求める取組みはどのようなものですか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 学校の授業等で、インターネットに潜む危険性を取扱う	48.2	49.2	54.2
② インターネットに潜む危険性を啓発する講演会・座談会の開催	16.1	16.8	20.7
③ 家庭でのルール作りを推進する講座の開催	18.2	18.0	19.2
④ 家庭外(学校・友人間等)でのルール作りを推進する講座の開催	14.6	14.8	16.9
⑤ インターネットに潜む危険性に関する広報の充実	25.0	25.1	30.5
⑥ インターネットトラブルに関する相談体制の充実	21.4	22.0	23.7
⑦ 学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込み禁止	15.6	16.5	19.4
⑧ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	0.3	0.4	0.3
⑨ 特に必要はない、わからない	35.7	34.4	29.7

(SNSを適切に利用するために必要なこと)

Q3 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス※)について伺います。青少年がSNSを通じてトラブルや被害にあわないようにするために必要だと思うことについて、当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 個人情報をインターネット上に書き込まないようにする	61.3	59.0	63.3
② フィルタリングサービスを活用する	37.2	37.1	39.7
③ 利用する時間や場所などのルールを決める	29.9	29.3	33.6
④ SNSの利用について学校教育を充実させる	34.8	34.6	39.0
⑤ SNSの利用について保護者に対しての啓発を充実させる	22.2	21.7	24.3
⑥ フィルタリングサービスの性能や機能を向上させる	27.7	28.9	32.8
⑦ 青少年にSNS自体を利用させないようにする	9.8	10.5	11.0
⑧ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	0.4	1.0	0.5
⑨ わからない	24.7	23.9	20.2

※ SNS(Social Networking Service)とは、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービスのことです。ツイッターやLINEなどが例として挙げられます。

【青少年指導員】

(青少年指導員の認知度)

Q4 神奈川県知事から依頼を受け、各地域で青少年の健全育成活動（レクリエーション、体験活動、清掃活動 等）を行っている「青少年指導員（※）」がいることを知っていますか。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 知っている	8.0	7.6	8.4
② 活動内容は知っているが、名称は知らない	8.6	7.9	7.7
③ 名称は知っているが、活動内容は知らない	14.0	13.6	15.9
④ 知らない	69.5	71.0	68.1

※ 相模原市は「青少年指導委員」、横須賀・小田原・南足柄市は「青少年育成推進員」、海老名市は「青少年指導嘱託員」、綾瀬市は「青少年育成員」として活動しています。

【条例の認知度】

Q5 神奈川県では、18歳未満の青少年の健全な育成を図るために「青少年保護育成条例」を定めています。この条例について、知っていることを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 保護者は青少年を深夜(午後11時～午前4時)に特別な事情もなく外出させてはならない	33.8	35.1	31.3
② 保護者は原則、深夜(午後11時～午前4時)に青少年を同伴して外出しないように努めなければならない	24.4	25.0	24.2
③ カラオケやインターネットカフェ等は保護者同伴であっても、深夜(午後11時～午前4時)に青少年を入店させてはならない	27.3	29.4	28.0
④ 青少年に成人向け雑誌・DVDや有害がん具などを販売したり見せてはいけない	21.2	23.1	23.6
⑤ 青少年に不適当なゲームソフト(Z区分※1)を販売したり見せてはいけない	17.4	17.6	18.8
⑥ 保護者の承諾なく、青少年から物品を買い取ったり、商品券などと交換してはいけない	12.7	12.7	15.4
⑦ 青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をしてはならない	27.7	28.8	30.8
⑧ 保護者は青少年が利用する携帯電話端末等(スマートフォンを含む)のフィルタリング(※2)を原則解除できない	8.4	7.7	8.3
⑨ いわゆる「JKビジネス(※3)」など、青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業には、青少年を客に接する業務に従事させたり、客となるような勧誘をしてはならない	17.3	18.6	20.9
⑩ 青少年に対し、青少年自身の下着姿や裸の画像等の提供を求めてはならない	17.5	18.7	19.8
⑪ 条例があることは知っていたが、内容はよく知らない	12.9	13.7	13.3
⑫ 条例があることを知らない	38.7	36.3	38.8



- ※1 「Z区分」とは、コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）が審査を行う年齢別レーティング制度によるゲームソフトの区分の1つで、18歳以上のみを対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。
- ※2 「フィルタリング」とは、青少年に違法・有害と思われるサイト（出会い系、アダルト、違法薬物サイトなど）への接続を制限する機能のことです。
- ※3 「JKビジネス」とは、女子高校生によるサービス（主に異性の客に体を接触し、又は客に体を触らせる、個室等で主に異性の人に姿態を見せる等）を提供する営業のことです。

（周知啓発等）

Q6 青少年保護育成条例、青少年指導員等の効果的なPR方法などについて、ご意見やアイデアをお寄せください。（全角100字以内）
主な回答は次のとおりでした（回答から抜粋して掲載）

- ・テレビやSNS等での告知や掲載を頻繁に実施し、目に触れる機会を増やす。
- ・各学校や保育園・幼稚園などで、子ども向けの講演会などを行なってほしい。
- ・インフルエンサーなどを起用し啓発のための発信をしていく。
- ・駅や商業施設での告知。
- ・もっと身近に感じる呼称も考える。
- ・各家庭に配布するパンフレットを作成して自治会、町内会を通して配布する。
- ・若者に馴染みやすい活動をして欲しい。
- ・実際のトラブル事例を疑似体験させる。

○神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例について
（証明書による年齢確認の実施状況に対する認識）

Q7 販売店や飲食店において、たばこや酒類を購入しようとする者が20歳未満の者だと思われる場合、証明書（運転免許証や学生証等）による年齢確認が条例で定められていますが、実際にどの程度行われていると思いますか。それぞれ当てはまるものを1つ選んでください。

（※上段は R5.3、中段は R4.3、下段は R3.2 の実施結果）

	普段利用しないため、わからない	必ず行われている	ある程度行われている	あまり行われていない	全く行われていない
(1) コンビニエンスストア	13.0	29.0	36.5	15.4	6.1
	11.7	28.3	38.0	15.5	6.6
	17.9	26.0	35.5	16.5	4.2
(2) スーパーマーケット	10.7	26.4	38.0	17.8	7.2
	8.8	26.2	39.6	18.2	7.4
	18.9	21.1	35.1	20.2	4.8
(3) たばこ屋	35.0	18.9	27.8	12.4	6.1
	31.9	18.7	29.6	13.4	6.5
	33.7	17.7	27.8	16.5	4.4
(4) 酒屋	33.0	18.4	30.0	12.9	5.9
	30.4	18.5	30.3	14.7	6.2
	31.6	16.3	30.3	17.0	5.0
(5) 駅の売店	30.2	15.2	29.6	18.0	7.0
	28.9	13.9	31.2	18.3	7.8
	32.5	11.3	28.2	22.4	5.7

(6) 居酒屋	24.6	17.3	33.6	17.5	7.1
	23.1	17.6	32.7	19.2	7.6
	27.7	12.9	29.8	23.9	5.8
(7) カラオケ ボックス	29.3	14.0	30.2	18.8	7.9
	25.7	14.3	31.5	20.2	8.6
	31.3	10.3	25.3	26.2	7.1
(8) ファミリー レストラン	19.0	16.9	38.0	18.1	8.1
	16.7	17.1	37.0	21.5	7.8
	29.5	11.4	28.3	24.6	6.4

(成年年齢の引下げについての意識)

Q8 民法の一部改正により、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられました。喫煙・飲酒ができる年齢は引き続き20歳であることを知っていますか。

選択肢	R5.3
① 知っている	71.7
② 知らなかった	28.4

※ 青少年喫煙飲酒防止条例では、お子さまが成年になられても、現に監護保護する者として、20歳未満の子どもに対して喫煙・飲酒を未然に防止する努力義務があります。

(青少年の喫煙飲酒防止に向けての取組み)

Q9 県と関係業界では、20歳未満の者による喫煙・飲酒の防止に向けて、協働して様々な取組みを進めていますが、今後、どのような対策を強化する必要があると思いますか。必要があると思うものを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 証明書による年齢確認の取組をさらに徹底する	48.4	49.9	53.7
② 20歳未満の者の喫煙・飲酒防止に関するポスターやPOPなどを店舗に掲示する	29.9	28.3	30.2
③ 販売店や飲食店の責任者、従業員が積極的に声かけや注意をする	31.3	31.4	36.3
④ 関係業界の自主的な取組が進むように、店舗等へのPRを徹底する	16.7	19.1	20.1
⑤ 子どもに対して喫煙飲酒防止のための学校教育を強化する	32.2	35.1	40.5
⑥ 保護者への周知啓発を進め、家庭内での教育を支援する	22.8	26.4	29.5
⑦ 周囲の大人が20歳未満の者に声かけや注意を行えるように、県民へのPRを徹底する	16.8	19.6	21.2
⑧ その他（具体的な内容を30字以内で記入）	1.6	1.6	1.2
⑨ わからない	26.1	26.5	17.8

(青少年喫煙飲酒防止条例等の認知度)

Q10 神奈川県では、20歳未満の者による喫煙や飲酒を未然に防止するために、「青少年喫煙飲酒防止条例」を定めていますが、この条例について、知っていることを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 販売店や飲食店は、たばこや酒類を購入しようとする者が20歳未満の者と思われるときは、証明書により年齢確認をしなければならない	43.3	43.7	51.0
② たばこや酒類の自動販売機には、年齢識別装置を設置しなければならない	29.6	30.6	35.4
③ 保護者は、20歳未満の子の喫煙や飲酒を未然に防止するよう努めなければならない	28.8	29.0	32.8
④ 20歳未満の者に喫煙や飲酒を勧めたり、そのための場所を提供したり、買い与えたり、みだりに購入を依頼してはならない	26.9	28.2	30.8
⑤ 条例があることは知っていたが、内容はよく知らない	11.7	13.0	11.6
⑥ 条例があることを知らない	32.7	32.2	25.5

(青少年喫煙飲酒防止条例等の認知度 (掲示物))

Q11 神奈川県では、「青少年喫煙飲酒防止条例」の普及啓発のためにポスター等の掲示を行っていますが、次のうち、見かけたことがあるものを全て選んでください。

選択肢	R5.3	R4.3	R3.2
① 年齢確認の協力を呼びかけるポスター	19.1	21.4	30.0
② 年齢確認の協力を呼びかけるスイングPOP	25.5	23.1	25.2
③ 県や関係業界等が実施する、20歳未満の者の喫煙・飲酒禁止を呼びかけるイベント(キャンペーン)やそこで配布されたチラシ、ティッシュ等	9.2	8.3	10.0
④ 学校で配布された20歳未満の者の喫煙・飲酒の防止を呼びかけるチラシ	9.9	9.6	11.1
⑤ 新聞等の報道	3.8	3.7	6.5
⑥ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	0.2	0.1	0.1
⑦ 見かけたことがない	54.4	57.2	49.7

(周知啓発等)

Q12 条例(青少年喫煙飲酒防止条例)の効果的なPR方法などについて、ご意見やアイデアをお寄せください。(全角100字以内)

主な回答は次のとおりでした(回答から抜粋して掲載)

<ul style="list-style-type: none">・テレビやYouTubeなどで頻繁にアピールする。・早期(10代から)の飲酒や喫煙が体や脳に及ぼす影響を、学校の授業等で子どもたちに具体的に知ってもらう機会を増やす。・各家庭に配布するパンフレットを作成して、自治会、町内会を通して回覧する。・販売しているお店のレジの壁に「20歳以上とわかる証明書の無い方には売りません!」という強いメッセージのポスターを貼る。・罰則の強化。

○回答者の属性に関する設問

(調査の最初に実施し、調査対象外となる場合はその時点でその回答者の調査を終了) あなた自身のことについてお伺いします。

あなたのお住まいの地域を選択してください。

選択肢	割合[%]
① 横浜市	41.0
② 川崎市	17.0
③ 横浜市・川崎市以外の神奈川県内の市町村	42.0

あなたの18歳未満のお子さま(複数の場合は、18歳未満のうち最年長のお子さま)の学齢を選択してください。

選択肢	割合[%]
① 乳幼児(小学生未満)	25.0
② 小学生	25.0
③ 中学生	25.0
④ 高校生・その他	25.0

あなたの性別を選択してください。

選択肢	割合[%]
① 男性	50.0
② 女性	50.0

あなたの年齢をお知らせください。

選択肢	割合[%]
① 20代	2.3
② 30代	20.4
③ 40代	47.3
④ 50代	27.6
⑤ 60代	2.5
⑥ 70代	0.1